

確定申告書は自分で作成して提出はお早めに

税務署窓口での26年分申告の相談、申請書の提出、納付期間

26年分の所得税・復興特別所得税の確定申告の相談、申告書の受け付けおよび納税は2月16日(月)～3月16日(月)です。

還付申告は、2月13日(金)以前でも提出を受け付けています(土曜・日曜日、祝日を除く)。

年金申告不要制度

23年分以降の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告を

贈与税の申告と納税

贈与税の申告と納税は、2月2日(月)～3月16日(月)

市民税・都民税

申告と相談は市役所課税課市民税係(市役所2階) ☎470・7777(内線2333)へ。

申告が必要な方

- (1) 27年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者で、次のいずれかに該当する方
(3) 26年中に退職し、27年1月1日現在就職していない方
(4) 給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、



休日開庁します

東村山税務署では、2月22日(日)、3月1日(日)に限り、確定申告書作成のアドバ

また、東村山税務署の駐車場は使用できません。車での来署はご遠慮ください。

振り替え納税をご利用ください

確定申告による所得税・復興特別所得税、個人事業者が納付する消費税・地方消費税は、金融機関や税務署での窓口納付以外に、預貯金口座から納税できる振り替え納税が利用できます。

無料申告相談

東京税理士会東村山支部所属の税理士による無料申告相談です。詳しくは、東村山税務署管理運営部門へ問い合わせ



(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方
(3) 給与所得者の妻などで同居の方の税法上の扶養にな

(4) 26年中から継続して生活保護を受けている方

前年中(26年)に、病気・失業・学生などの理由で収入の無い方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し提出してください(同居の方の税法上の扶養に

偽税理士にご注意を

無資格者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。

確定申告・納税はインターネットで

税務署に出掛けなくても、国税の申告や納税が自宅やオフィスでできるサービスです。

詳しくは、eTaxホームページ http://www.e-tax.jp/ をご覧ください。

無料申告相談

東京税理士会東村山支部所属の税理士による無料申告相談です。詳しくは、東村山税務署管理運営部門へ問い合わせ

なっている場合は除く。 ※申告書を提出することにより、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料となります。

市民税・都民税申告書が届かない方へ

申告書は、昨年同様に申告をした方に郵送しましたが、該当する方ではない場合は、課税課市民税係へ連絡してください。なお、申告書などは、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、わくわく健康プラザでも配布しています。

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入証明書など、前年中の収入金

日(火)・12日(木)・13日(金) 午前9時半～11時半、午後1時半～3時半
【会場】市役所7階701・703会議室
【対象】小規模納税者の所得税・復興特別所得税・消費税

確定申告・納税はインターネットで

税務署に出掛けなくても、国税の申告や納税が自宅やオフィスでできるサービスです。

詳しくは、eTaxホームページ http://www.e-tax.jp/ をご覧ください。

無料申告相談

東京税理士会東村山支部所属の税理士による無料申告相談です。詳しくは、東村山税務署管理運営部門へ問い合わせ

なっている場合は除く。 ※申告書を提出することにより、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料となります。

市民税・都民税申告書が届かない方へ

申告書は、昨年同様に申告をした方に郵送しましたが、該当する方ではない場合は、課税課市民税係へ連絡してください。なお、申告書などは、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、わくわく健康プラザでも配布しています。

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入証明書など、前年中の収入金

してその年分の所得税額に2.1%の税率を乗じた金額です。また、25年1月1日～49年12月31日の間に生じる所得について、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

国外財産調書の提出

26年12月31日において、価額の合計額が5000万円を超過する国外財産を有する方は、3月16日(月)までに「国外財産調書」を提出してください。

記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されました

個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則と

(1) 提出のみの方 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの
(2) 簡易な申告の方 ①給与や公的年金のみの収入の方
②前記①に該当し、医療費控除や寄附金控除のある方

なお、簡易な申告の方で、市役所に来庁の場合は、あらかじめ医療費の合計額の計算や確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など、分かるところは記載してください。市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて疑問などがある方に「書き方」のアドバイスを行います。申告書は「自身で作成していただきます。

市役所で受け付けられる市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付申告をする方は、東村山税務署へ申告してください。

市役所で受け付けられる確定申告は、市役所・各会場とも次のものに限ります。

市民税・都民税の申告会場

Table with 3 columns: 会場 (Venue), 日程 (Schedule), 受付時間 (Reception Time). Rows include 東部地域センター, 南部地域センター, わくわく健康プラザ, 市役所2階, 夜間相談窓口, 休日相談窓口.

※夜間相談窓口・休日相談窓口では、電話相談と証明書などの発行は行っていません。
※市役所・各会場でお受けできる確定申告書は、「提出のみの方および簡易な申告の方」に限らせていただきます。



国民年金

国民年金保険料の前納は割引がありお得です

国民年金には保険料を前払いすると割引がある「前納」という制度があり、口座振替による「前納」と現金納付やクレジットカードによる「前納」があります。

消費税法改正などのお知らせ

消費税率の引き上げ 消費税率(地方消費税を含む)の税率は26年4月1日から8%に引き上げられました。

価格表示に関する特例措置

価格表示に関する特例措置

価格表示に関する特例措置

価格表示に関する特例措置

価格表示に関する特例措置

価格表示に関する特例措置